

創業補助金第3回募集、「創業塾」の開設等

中小企業向けお得情報⑥のお知らせです。

創業を考えている方には、またとないチャンスです。

面倒かもしれませんが、目を通しておいて損はありません。

◆◆◆9月19日(木)から創業補助金の第3回募集が開始◆◆◆

創業補助金についてはこれまでに2回の募集を行い、約2,500件の独創的な取組を行おうとする創業者等に対する支援が決定されています。

第3回の募集については、創業者の事業計画に応じて柔軟かつ適時に対応するため、3か月程度の長期の募集期間とし、募集期間中に複数回の審査・採択を設ける形で実施されます。

また、申請書類の認定支援機関による確認書の様式が変更となっており、確認書に書かれた認定支援機関の支援内容を踏まえ、実現可能性があるものについて積極的に採択されます。

☆募集期間:平成25年9月19日(木)～12月24日(火)[必着]

※なお、平成25年10月21日(月)までに応募すれば、12月中旬頃に採択が公表される予定です。

中小企業庁ホームページ

地域需要創造型等起業・創業促進事業第3回募集

※確認書の様式が変更されています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sogyo/2013/130919Chiiki.htm>

以上は中小企業円滑化法期限到来後の対応措置です。

これとは別に、2014年夏にも政府は、会社設立から準備までを支援する制度を導入する計画があります。

「創業塾」と呼ばれる事業所を全国で300カ所解説し、市町村と民間が会社支援を後押しする仕組みです。具体的には、起業者の卵がノウハウを学ぶ機会を作り、有望な案件については会社設立を後押しするというステップを踏みます。

特に、女性とシニアが重点的に支援されます。

これまでの企業の例が少ないので、今後の経済成長に大きく寄与できるのではないかと考えられるからです。

通常の「塾」と併設する形で、女性だけを対象とした「塾」が 47 カ所作られます。

シニア層を始め会社退職者に特化した「塾」は 150 カ所作られます。

◆◆◆民間投資活性化等のための中小企業・小規模事業者関係税制の概要の公表◆◆◆

平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」において経済政策パッケージとして、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」に基づく政策税制を実施するとされています。この政策税制のうち 中小企業・小規模事業者の皆様に関係が深いと思われる税制の概要をご紹介します。

中小企業庁ホームページ

民間投資活性化等のための中小企業・小規模事業者関係税制の概要

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2013/131010zeiseiKaisei.htm>